

# エジプトにおける統一税務手続き新法

(2021年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

カイロ事務所

ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）カイロ事務所が現地法律事務所 Riad and Riad Law Firm に作成委託し、2021年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Riad and Riad Law Firm は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Riad and Riad Law Firm が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部    ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

カイロ事務所  
E-mail：CAR@jetro.go.jp

**JETRO**

# エジプトにおける統一税務手続き新法について

## 1- はじめに

2020年10月19日、エジプトにおける税務査定、徴税、納付の手続きを一本化するため、統一税務手続法第206/2020号（以下、「この法」）が公布された。この法はまた、世界的な電子経済化の流れに対応できる、新しい電子システムへと移行するにあたっての法的基盤を確立するものである。

この法は、非合法的な経済活動の合法化および実態調査が困難な経済活動への対応、エジプト国税庁（以下、「ETA」）の活性化と税額異議申し立て件数を減らすことによるETAの効果的な業務遂行を推進させようとする政府の政策を支援するために公布された。

この法は2020年10月20日に発効し、発効日から6カ月以内（すなわち2021年4月まで）に、財務省によって執行令が発令されることとなっている。なお、執行令発令までは、この法の条項に相矛盾しない限り現行法および現行規定は法的効力をもつ。

## 2- 適用対象

この法は、所得税、給与税、付加価値税（VAT）、印税、公共資源開発税、および同種のさまざまな税査定や特許権、著作権、商標権などに対する使用料の査定の際適用される。

最終的な適用対象は、財務省による執行令発令の際決定されるが、現時点では不動産取引税はこの法の適用対象から除外されている。

## 3- 税務書類記載に使用される言語

この法は、有資格者が認定した翻訳文を添付の上であれば、いかなる言語で記載された税務書類でもETAに提出することができるとしている。

## 4- 納税者登録番号

すべての納税者は、あらゆる税務に共通して使われる納税者登録番号を与えられ、税務申告や納付に際してその番号の提示を求められるようになる。

## 5- 税務の電子化

物品販売やサービス業に携わる企業や会社、法人、個人の事業主は、仕入れ・売り上げの帳簿付けを、政府が設定する認可済みの電子システムで行わなければいけない。税務書類も電子文書で提出される。その際に使用される電子署名は、自筆署名と同様の効力を有するとする。

(尚、エジプトの法律で定められた有効な電子署名については以下のサイトを参照)

Riad & Riad – COVID 19 – Electronic Signatures Admissibility in Egypt (riad-riad.com)

## 6- 税申告期限

この法により、税申告は電子署名を添えた上で認可済み電子システムを使ってなされることとなる。

各種税申告書の提出期限は以下のように修正された。

- 月ごとの付加価値税申告：課税対象期間の最終日より1カ月間とする。修正以前は課税対象期間最終日より2カ月間。) なお、付加価値税の申告時期は、ETA またはその代行機関の承認があれば、輸出入業者の業務スケジュールにより、あるいは活動が年に1~2度に限られる業者について、変更が可能である。
- 四半期ごとの給与税申告：事業主/雇用主は、四半期ごとの給与税申告を毎年1月、4月、7月および10月に行うこと。申告書には、従業員数および各従業員についての詳細、給与総額、およびその他の報酬、源泉徴収額/送金額を記載すること。
- 年間法人税：法人税申告書の提出期限は従来通り、各企業が定める会計年度最終日より4カ月間である。

この法は、法人所得税申告日から1年以内であれば、修正した申告書類を再提出することができるように定めている。再申告の際に差額が生じた場合は、ETA に対して還付申請をしなければならない。

## 7- 移転価格税制

800 万エジプトポンド以上の関連当事者間取引を行う商業事業者および金融事業者は、以下のとおり、3 種類の書類を提出しなければならない。

- 1- 活動状況、所有する無形資産、移転価格設定基準など、グループ全体の事業運営を通覧できるようなデータを有するマスターファイル。
- 2- マスターファイルよりさらに詳細に個々の事業活動の実績を示す、その傘下の事業体の個別ファイル。ファイルには、その事業体が行う具体的な業務内容、および財務実績についても言及されていなければならない。
- 3- 全通貨での、地域別・管轄別の総収入、所得税納付額、資本金および内部留保金内訳を明示した国ごとの報告書。(CbCR)

関連当事者間取引を秘匿した場合、納税責任者はその年に行われた取引総額の1~3%を追徴金として納付しなければならない。

## 8- 事前照会制度

納税者は事前照会制度を使い、査定額に多大な影響を与え得るような取引や商談／契約などについて、ETAに相談することが可能である。相談があった場合、ETAは30日以内に回答しなければならない。

## 9- 記録の保存および税務調査

この法は、納税者側に税申告後5年間は、税務関連書類、帳簿、記録の保管を求めている。ETAは税申告受理日から5年間、保管された書類や記録を閲覧可能である。脱税行為が認められた場合、閲覧可能な期間は6年間に延長される。

## 10- 納税証明書

納税者が税の過払金還付を請求する際には、未納付の税がないことを証明する納税証明書をETAに提出しなければならない。証明書はETAにより申請受理後40日以内に発行される。

## 11- ETAによる情報交換および守秘義務

ETAは、エジプトと租税条約を結んでいる諸外国、政府機関、公共団体、労働組合、協会などと、税および税に関する法的処置について情報交換する権利を有する。このような情報交換は、商業関連、産業関連、その他いかなる職業上の守秘義務にも抵触しない。

なお、この法および社会保険法第148/2019号の執行により、ETAは正式に社会保険庁と情報交換、連携して脱税や保険金未払いを根絶することを目指す。

## 12- 税額異議申し立て

この法により、納税者が税査定額に関して異議申し立て書を提出する場合、査定の中の問題になる箇所を明示し、申し立ての具体的な理由を述べることを求められる。異議が根拠不十分と判断された場合、申し立ては棄却される。

## 13- 罰則規定

この法は、税法違反に対する新たな罰則のみならず、脱税に対する対処方法についても言及している。

この法では、200万エジプトポンドまでの罰金刑と6月から3年間の懲役刑が課されるとなっている。

またこの法により、法人（すなわちある企業体など）による脱税行為があった場合、株主、経営者、役員会も、（その脱税行為に無関係あるいは認識がなかったことが証明されない限り）連帯責任があるとみなされる。